

草津公園指定管理業務仕様書

令和6年12月
広島市都市整備局
緑化推進部緑政課

＜目次＞

1	管理運営に関する基本的事項	1
2	公園区域及び施設概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	
(1)	公園の管理運営業務	1
(2)	公園の維持管理業務	3
(3)	備品の管理	4
(4)	暴力団排除の推進	5
4	管理の基準	5
5	リスク分担	5
6	自主事業	6
7	職員配置、研修等	6
8	管理運営に関連して指定管理者が行う業務	6
9	業務実施状況の確認・評価	7
10	指定の更新	7
11	協定の締結	7
12	その他	7
別紙1		9
別紙2		16
別紙3		18
	草津公園運動施設利用申込取扱要領	20
	減免基準に盛り込まなければならない項目	23
別図1		25
別表1		26
別表2		27
別表3		28

草津公園指定管理業務仕様書

1 管理運営に関する基本的事項

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。指定管理者は、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの質の向上を図っていく必要がある。

指定管理者は、草津公園を管理運営するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。なお、本市は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行う。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）並びに、広島市公園条例及び条例施行規則等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいた運営を行うこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年広島市条例第4号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底すること。また、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。
- (3) 草津公園に関し保有する情報について、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の趣旨にのっとり、本市が情報公開を行う場合と同様、広く公開に努めること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和2年広島市条例第16号）に基づき、本市が定める障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島市職員対応要領を踏まえ、障害者に対する不当な差別的取扱いをすることなく、合理的な配慮をしなければならないこと。
- (5) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (6) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を使用できるよう適正な管理運営を行うとともに、管理運営経費の削減に努めること。
- (7) 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- (8) 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。
- (9) 本市と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。

2 公園区域及び施設概要

- (1) 区 域 「草津公園の区域」（別図1）のとおり
- (2) 施設概要 「草津公園の施設概要」（別表1）のとおり

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 公園の管理運営業務

ア 受付・案内及び苦情対応

利用者から、口頭、電話等による問い合わせを受け付け、施設について案内する業務及び苦情の対応を行うこと。

イ 利用調整

- (ア) 来所及び電話等による利用申込を受け付け、「草津公園運動施設利用申込取扱要領」に基づ

き、利用調整を行うこと。

- (イ) 公式大会等については、利用年度の前年度にあらかじめ関係団体等と年間利用調整を行うこと。

なお、令和7年3月31日以前において、現行指定管理者が受け付けた予約及び年間利用調整により許可した大会は引き継ぐこと。

ウ 利用許可

- (ア) 有料公園施設について、利用を許可すること。
- (イ) 利用許可申請書等の書類は、指定管理者において作成すること。

エ 管理運営の窓口

管理運営等に係る窓口を近隣に設ける必要がある。(公園内の管理棟(元売店)を使用することができる。)

なお、窓口設置に係る費用については、指定管理者の負担となる。

オ 利用指導

施設、設備及び遊具等の利用方法を指導すること。

カ 利用許可・承認台帳の整理

利用許可等の内容を台帳に記載すること。

キ 利用の不許可、許可の取消し及び入園拒否等業務

- (ア) 有料公園施設等の利用を不許可とする業務
- (イ) 有料公園施設等の利用の許可の全部若しくは一部の取り消し、利用方法の制限又は利用の停止命令に関する業務
- (ウ) 入園の拒否又は退去命令に関する業務

ク 利用料金の収受等

- (ア) 利用料金制の採用

草津公園の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、有料公園施設の使用に係る料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用する。

- (イ) 利用料金の額

利用料金の額は、広島市公園条例別表第2(第6条の2、第9条の2関係)に定める範囲内において、指定管理者が市長の承認を得た上で決定する。

なお、利用料金は前納とする。ただし、指定管理者において特別の理由があると認められるときは、この限りではない。

- (ウ) 利用料金の減免・返還

指定管理者は、広島市公園条例第9条の2の規定により、指定管理者が基準を定め、市長の承認を受けた上で、利用料金を減免又は返還する。なお、「減免基準に盛り込まなければならない項目」については、基準に必ず盛り込むこと。

- (エ) 利用料金収入の引継ぎ

利用料金の収入は施設の使用に供する年度の会計に属するものとする。

このため、指定期間の最終年度において、次年度の使用に係る利用料金(前納利用料金)を収納した場合は、次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

ケ 利用促進業務

- (ア) 宣伝広報

利用の促進を図るためパンフレット作成、配布及びホームページの作成等の宣伝広報を行

うこと。

(イ) 利用実態基礎データの収集

利用実態を分析するため基礎データを収集するとともに利用者に対するアンケート調査を実施すること。

(ウ) 基準値

野球場の利用促進を図るため、本市が設定している以下の基準値を達成するための利用促進策を提案し、実施すること。

(本市の基準値)

公園施設	基準値（利用率※）				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
野球場	41.9%	41.9%	41.9%	41.9%	41.9%

※ 利用率＝利用した時間／利用可能時間×100

コ 災害時の対応

(ア) 災害発生時等における対応

- a 気象台から注意報・警報等が発令された場合には、事前に備品等の固定・収納などの必要な措置を行い、台風などの災害に備えること。また、天候等の回復後は園内を巡視し、被害の有無を確認し、速やかに本市に報告を行うとともに、二次災害を引き起こさないよう適切に措置をとること。
- b 草津公園は、「広島市地域防災計画」の中で、災害時に開設される避難場所を選定されているため、本市から本施設を避難場所として使用する旨の指示を受けた場合は、直ちに次の業務を行うものとする。
 - (a) 施設を開錠し、避難スペースを指定して避難者を受け入れること。
 - (b) 避難者が長時間滞在する場合は、避難所の運営に協力すること。
 - (c) 本市と協議のうえ、利用等を中止するとともに、利用申請者等に対して連絡を行うこと。

(イ) 緊急時及び事故発生時等の対応

夜間などの緊急時には、指定管理者は応急措置を行う必要があるので、緊急連絡網を整備するなど、緊急時の体制を整えておくこと。また、公園内において事故等が発生した場合は、所轄の警察署や消防署等の関係機関に速やかに連絡するとともに、本市に対しても速やかに報告すること。

(2) 公園の維持管理業務

ア 施設管理

(ア) 共通事項

- a 指定管理者は、施設を適切に管理運営するため日常的に点検を行い、建築物について、仕上げ材等の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持すること。
- b 指定管理者は、施設を常に清潔に保ち、かつ、利用者が安全で快適に使用できるよう管理運営し、関係法令に定める基準を満たすこと。
- c 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、法定点検等を適切に実施すること。その際、必要な部品・消耗品等の更新を行うこと。
- d 必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する者がそれぞれの管理を行うこと。

- e 建築物等の不具合を発見した場合には、速やかに本市に報告すること。
- f 公園施設の維持管理業務は、広島市都市整備局緑化推進部制定（平成23年1月制定、令和6年1月改訂）の「公園緑地等維持管理標準仕様書」に準じて実施すること（閲覧又は本市のホームページでダウンロードが可能である。）。

(イ) 維持管理

内訳は別表2のとおり

(ウ) 施設修繕

a 応急の修繕

施設・設備等が破損し、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討を行い、応急の修繕を実施すること。

なお、一件あたり100万円以上の修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ本市との協議を要する。ただし、緊急の場合は除くものとする。

b 計画的な修繕

(a) 公園内における施設・設備等が破損、損壊又は老朽化などした場合で、安全又は管理運営上、次年度以降の計画的な修繕で対応可能なものについては、原則として毎年1回、市が別途指示するときに、修繕項目、修繕内容、修繕方法、金額及び優先順位等を整理し、市に報告すること。

(b) 市は、前記(a)の結果を基に計画的に実施する修繕項目を選定し、市及び指定管理者は、「5 リスク分担」による区分により、次年度以降に修繕を実施するものとする。

(c) 災害に伴う修繕の費用負担

台風、豪雨、降雪、地震等の災害により発生した被害に対する修繕については、本市の費用負担とする。なお、災害により発生した被害に対する修繕を実施しようとする場合は、あらかじめ本市と協議すること。

(d) 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するための参考とするため、別に定める修繕台帳に記載し、修繕箇所の写真を添付すること。

また、修繕台帳の写し、設計書及び写真等については、事業報告書の提出とあわせて本市に提出すること。

イ 植物管理

内訳は別表3のとおり。

なお、公園内の植栽樹木及び芝生等の剪定や除草などの維持管理作業にあたっては、広島市都市整備局緑化推進部制定（平成19年3月制定、令和6年7月改訂）の「道路・公園緑化ガイドライン」を参考に、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること（閲覧又は本市のホームページでダウンロードが可能である。）。

また、植物を良好な状態に保つことができない恐れがある場合は、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は、良好な状態を保つために必要な処置を講じること。

(3) 備品の管理

ア 指定管理者は、本市の所有に属する物品について「広島市物品管理規則」をはじめ、関係法令に基づき適正に管理すること。

イ 本市の備品を施設の運営に支障を来さないよう管理し、破損、不具合等が発生した場合は、速やかに修繕などの措置を行うこと。

※ 備品とは、比較的長期にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、原則として取得価格が5万円以上の物品をいう。

(4) 暴力団排除の推進

指定管理者は、施設の使用の許可等が業務の範囲となるときは、次に掲げるところにより、暴力団排除を推進すること。

ア 広島市暴力団排除条例及び別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、使用を許可しないこと。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

イ 広島市暴力団排除条例及び別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」の定めに従い、施設の使用が暴力団の威力の誇示若しくは組織の維持につながり、又はその使用により得た収益が暴力団の活動の資金となる等暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認めるときは、条例の規定にかかわらず、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用の許可を受けた者に対し、退去を命ずること。なお、この場合においては、あらかじめ本市と協議すること。

4 管理の基準

施 設 名	供 用 日	供 用 時 間
野球場（1面）	1月4日から 12月28日まで	1月、2月及び12月 午前8時から午後5時まで 3月から11月 午前7時から午後7時まで
テニスコート（1面）	1月4日から 12月28日まで	1月、2月及び12月 午前8時から午後5時まで 3月から11月 午前7時から午後7時まで

※ 供用日、供用時間の拡大についての提案も可能である。

現行の供用日・供用時間を超えて開場する場合の必要経費は、指定管理者の負担となる。

5 リスク分担

詳細については、別途協定で定める。主なリスク分担は次のとおり。

リスクの種類	広島市	指定管理者
物価の変動		○
需要の変動		○
自然災害等の不可抗力	協議	
第三者賠償（指定管理者に責めがある場合）		○
第三者賠償（指定管理者に責めがない場合）	○	
小規模な修繕		○
大規模な修繕（指定管理者に責めがある場合を除く。）※	○	
サービスや業務内容の変更	協議	

※ 大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否か

は、施設の規模等により、個別に本市が決定する。また、大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする。

6 自主事業

(1) 利用者の利便性の向上のための自主事業の実施

事前に本市の承認を得て、利用者の利便を向上することを目的とし、売店、飲料等の自動販売機又は食堂を公園内に設置し、運営することができる。

ただし、その場合において、公園内を常時巡回するなど、指定管理者が適切に管理することとする。

なお、管理事務所設置に係る費用については、指定管理者の負担となる。

(2) 経理処理

自主事業は会計を独立させるものとする。

(3) 使用許可

都市公園法又は広島市公園条例の規定による自動販売機等の設置に係る公園使用の許可については、指定管理者の業務の範囲外となる。このため公園使用の許可については本市が行う。また、使用許可に伴い本市が定める使用料を納付するものとする。なお、自動販売機等の設置に伴う収益については、原則、指定管理者の収益とすることができる。

7 職員配置、研修等

(1) 職員配置

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、職員を配置すること。

なお、現地常駐は必須としないが、公園を適切に管理できる体制を整えること。

イ 公園の管理運営に係る業務の適切な遂行及び総合的な調整を行うため、管理運営職員の中から責任者を選任すること。

(2) 有資格者

業務実施にあたり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を選任すること（再委託した業者からの選任も可。）。

(3) 研修等

ア 施設利用者に対し、常に良い接客及び接客態度を心掛けること。

イ 職員には施設の管理に必要な接客や経理事務の研修を実施すること。

ウ 緊急時対策（防犯・防災対策など）マニュアルを作成し、職員を指導すること。

エ 事故が生じた場合は速やかに本市に報告すること。

オ 個人情報の保護について、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ること。

カ 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

8 管理運営に関連して指定管理者が行う業務

(1) 業務実施状況の報告

ア 指定管理者は、毎月の業務実施状況について報告書を作成し、本市に提出すること。

イ 指定管理者は、事業報告書に収支決算書を添えて、毎年度終了後速やかに本市に提出し、承認

を得ること。

(2) 利用者ニーズ把握のための調査等業務

指定管理者は利用者のニーズを把握するためアンケート調査等を実施すること。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は適宜利用者等からの意見や満足度を聴取し、自己評価を行うこと。

(4) 本市が実施する業務への協力

指定管理者は、本市が実施する新たな施策、規定改正、調査、施設の現状変更等、指定管理者の協力が不可欠と認めて要請した場合は、迅速かつ誠実に対応すること。

9 業務実施状況の確認・評価

(1) モニタリング及び業務実施状況の評価

本市は、指定管理者から提出された業務実施状況に係る報告書の内容を踏まえ、指定期間中にモニタリングを行い、別紙2「指定管理者の業務実施状況の評価について」のとおり、業務実施状況の評価し、市議会に報告するとともに、本市ホームページ等により公表する。

(2) 業務の基準を満たしていない場合の措置

評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、本市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

(3) 業務実施状況の評価結果が低評価となった場合のペナルティ

指定期間中、別紙2「指定管理者の業務実施状況の評価について」に基づく業務実施状況の評価結果が2年連続して低評価（C又はD）となった場合は、次期指定管理者の公募（当該施設の公募に限る。）に対する申請資格を与えないものとする。

ペナルティの判定対象となる業務実施状況の評価結果は、指定期間最終年度の前々年度分までとし、更新制を適用した施設にあっては、更新前（「10指定の更新」参照）の指定期間における評価結果を含むものとする。

10 指定の更新

別紙2「指定管理者の業務実施状況の評価について」の評価方法等に基づく業務実施状況の評価結果が指定期間の1年目より3年連続して高評価（S又はA）となった場合で、当該指定期間の終了後も引き続き当該施設の管理運営を希望する場合は、1度に限り、当該指定管理者を非公募で候補者として選定することを可能とする（通算の指定期間は最長10年間）。

11 協定の締結

本市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、基本協定及び年度協定を締結する。

12 その他

(1) 指定期間の前に行う業務

以下の業務を実施する。なお、これらに要する、指定管理者となる団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

ア 協定項目についての本市との協議

- イ 配置する職員等の確保、職員研修
- ウ 業務等に関する各種規程の作成、協議
- エ 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

(2) 保険への加入

指定管理者は「指定管理者候補者応募要領」及び本指定管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については本市が加入する。

(3) 指定期間終了に当たっての引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるよう引継ぎを行う。なお、当該引継ぎに要する、指定管理者であった団体の人件費等の経費は、当該団体が負担すること。

(4) 監査

本市監査委員等が本市の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

(5) 個人情報の取扱い

指定管理者には、法令等の規定により、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられる。個人情報の適切な取扱いに関し実効性を確保するため、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うに当たっては、広島市長の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱及び広島市情報セキュリティポリシーに準じた措置を講じること。

(6) 法定雇用障害者数の達成に向けた取組

指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定める法定雇用障害者数を達成しなければならない。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（申請日が属する年度の6月1日時点）で、法定雇用障害者を達成しておらず、本市に障害者雇用計画書を提出した場合は、同計画に基づき確実に障害者を雇用すること。

また、上記の作成時点では法定雇用障害者数を達成していたが、指定期間開始後に達成していない状況となった指定管理者は、速やかに障害者雇用計画書を作成して本市に提出し、同計画に基づき障害者の雇用を進めること。

(7) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

指定管理者は、本市に代わって公の施設の管理運営を行うことから、適格請求書等の交付が必要となる取引が想定される場合は、買手である課税事業者が仕入税額控除を受けることができるよう、適格請求書発行事業者の登録を受けるよう努めること。

広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針(指定管理者関係分抜粋)

1 目的

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例第6条及び第7条の規定を円滑に運用するため、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が講じる暴力団排除の措置について、その取扱いを定めるものである。

2 定義

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 県公安委員会公表者

暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいう。

広島市暴力団排除条例においては、暴力団員及び県公安委員会公表者を「暴力団員等」と定義している。

(4) 暴力団密接関係者

次のいずれかに該当する者をいう。（実際の排除時の認定については、広島県警察本部（以下「警察本部」という。）との個別協議を要する。）

ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者

イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む）

ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む）

エ 情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む）

オ 情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む）

(5) 排除対象者

原則、前記(1)～(4)に該当するものをいう。（ただし、前記(4)の暴力団密接関係者を排除対象者とするかどうか等については、事務事業の内容に応じて判断するものとする。）

(6) 事務事業

原則として本市が実施する全ての事務又は事業をいう。

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利する

事務事業を通じて暴力団にとって有益となる行為を行うことにより、暴力団の組織の維持・拡大に資することをいう。

3 暴力団排除の基本的な考え方

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのある事務事業とする。

(2) 排除の根拠となる規程等の整備

排除の対象となる事務事業については、暴力団の排除の根拠となる条例、規則、要綱、要領等を個別に整備し、排除の基準を明確にする。

(3) 排除の方法

排除の対象となる事務事業の相手方が排除対象者である場合、あるいは、事務事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することとなると認められる場合には、契約、許認可、補助金等の交付、公の施設の指定管理者の指定又は使用の許可等の事務事業において、その相手方としない等必要な措置を講じる。

(4) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

ア 事務事業の内容から暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するものとならないもの。

(ア) 事務事業の相手方が公益的法人等、公共的団体等、公益事業者など、排除の対象として確認を行う必要のない団体等（後記(5)参照）に限定されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。

(イ) その他、事務事業の内容から暴力団が関与する可能性がないもの。

イ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、本市の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。（食品衛生法に基づく営業許可等）

ウ 排除措置の内容にかかわらず、措置を行うこと自体が、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害すると判断されるもの。（各種奨学金制度、医療費助成等）

エ その他、災害時等緊急を要する場合に排除措置を行うことにより事務事業が遅延し、市民生活に支障をきたすなど、排除措置を行うことが適当でないもの。

(5) 排除の対象として確認を行う必要のない団体等

次に掲げる団体等については、暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することがないと考えられることから、警察本部への照会等排除の対象としての確認は行わないものとする。

ア 国及び地方公共団体

イ 特殊法人、認可法人、特別民間法人、独立行政法人及び地方独立行政法人

ウ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により地方公共団体が条例で定める公益的法人等

エ 国又は地方公共団体が構成員となっている実行委員会、協議会等の団体

オ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会、青年団等の公共的団体等

カ 電気事業者、ガス事業者等の公益事業者

キ 町内会、自治会等の地縁団体、子ども会、老人会等の特定の目的をもって地域で組織される団体、又はその連合会など、その団体の活動内容等により暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利するおそれのない団体

ク その他、本市がその団体の活動内容等を詳細に把握しており、暴力団の活動を助長し、又は暴

力団を利用するおそれがないことが明らかな団体

(6) 国の法令等に基づく排除措置

本市の裁量が及ばない法定受託事務等で、国の法令等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、この事務処理方針によらず、当該法令等により排除措置を講じるものとする。(産業廃棄物処理業からの暴力団排除、暴力団員に対する生活保護の適用等)

4 具体的な作業手順

(1) 関係規程等の整備

各所属において、前記3「暴力団排除の基本的な考え方」に基づき、所管する事務事業に係る規程や関係様式等の改正等の必要性について確認し、必要なものについては下記の手順を参考として規程等の整備を行う。

ア 排除規程(規則、要綱等)の整備

(7) 入札時、許認可等申請時(事前)における排除条項の整備

- 事務事業の相手方から暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者及び暴力団密接関係者を排除する条項を整備する場合

【規定例1－(1)】

次に掲げる者は〇〇としない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

【規定例1－(2)】

次に掲げる者は〇〇できない。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- 2 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
- 3 次のいずれかに該当する者
 - (1) その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等(暴力団員及び上記2の規定による者をいう。以下同じ。)に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等に関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者
 - (2) 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者
 - (3) 暴力団員とゴルフ、飲食(生活上必要な日常の食事を除く。)、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なもの

と認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 情を知って、上記(1)から(3)までの者を利用している者

(5) 情を知って、上記(1)から(3)までの者に資金等を提供し、又は便宜を供与している者

- 許可・承認等が暴力団の利益になる（又はそのおそれがある）と認められることを排除する条項を整備する場合

【規定例 2】

次のいずれかに該当するときは〇〇する（しない）ことができる。

1 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (イ) 契約締結後、許認可等決定後（事後）における排除条項の整備

- ・ 契約締結後や許認可等決定後に、暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることが判明した場合、又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められた場合に、契約の解除、許認可等の取消や補助金等の返還をさせることができる旨の規定を整備する。
- ・ 事務事業からの排除を逃れるため、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者であることを隠ぺいするなど、虚偽の申請等を行った場合は取消しや解除、解約等ができる規定を整備する。
- ・ 事業の内容に応じて、違約利息、損害賠償等の規定を追加する。

イ 関係様式等の改正等

暴力団排除のための関係様式等の改正については、次のようなものが考えられることから、必要に応じた改正等を行うものとする。

- (ア) 警察に照会するための情報の収集等

暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者の該当性について警察に照会を行う場合には、相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」が必要となることから、それらの情報を収集するための申請書等の改正を行う。

- ・ 申請者等が個人の場合は、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」がわかるように申請書等の様式を改正する。
- ・ 申請者等が法人の場合には、必要に応じて、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）の「役職名」、「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」を記入した役員名簿を添付するよう規程等を改正する。
- ・ 法人以外の団体等の申請の場合も同様とする。
- ・ 警察等に照会する旨を申請書等に記載し、相手方の同意を得る。

【記載例】

〇〇を承諾のうえ、次のとおり申請します。また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

【留意点】

申請書等への生年月日の記入は、個人情報の利用目的を明確にしたうえでないとトラブルの元になるおそれがあることから、警察等への照会の同意を得るなど、その利用目的を相手方に周知する必要がある。

(イ) 事前確認欄の整備

申請等を行う際に、申請等を行おうとする者が自ら「不承認事由」を確認することができるよう、申請書等にチェック欄を設ける。

【記載例】

(チェック欄)

- ☐ 暴力団員又は暴力団関係者ではありません。
- ☐ 暴力団の利益になる〇〇ではありません。

(ウ) 誓約書等の作成

従来の申請書に加え、暴力団員等でないこと、暴力団の利益になるものでないことなどの誓約書を新たに作成する。

ウ 警察への規程等の送付

暴力団の排除措置を講じている関係規程等は、市民局市民安全推進課を経由して警察本部に送付する。

また、関係規程等の改正を行った場合も同様とする。

(2) 事務事業の相手方への周知

所管する事務事業について、暴力団排除の根拠となる関係規程等の改正を行った場合は、速やかに改正の趣旨及び改正内容を事務事業の相手方又は相手方になろうとする者に対して周知するよう努めるものとする。

5 具体的な排除方法及び警察本部への照会の基準等

(1)～(5) (略)

(6) 公の施設の使用の許可等に係る事務

ア 排除の対象

暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用（相手方が暴力団員等であることの該当性により判断するのではなく、使用目的や内容で判断する。）

【排除の対象となる使用の例】

- 1 暴力団の威力誇示や組織維持につながるもの
 - 会議室を使用した襲名披露式、出所祝
 - 会議室を使用した結婚披露宴（威力誇示や組織維持につながるものに限る）
 - ホールを使用した組織拡大に資する講演会
- 2 暴力団の資金源につながるもの
（施設を使用して得た収益金が暴力団の資金源になるものに限る）
 - ホールを使用したコンサート
 - 体育館を使用した格闘技大会
 - ロビーやギャラリーを使用した倒産品市
 - 公園や公共広場等を使用したイベント（露店の出店を含む）

イ 警察本部への確認の基準等

(7) 確認の基準

公の施設の使用等の申請（予約）時の使用目的・内容、相手方の言動等により、排除対象となる使用の疑いがある場合（市民安全推進課と協議し、その必要があると判断した場合に限る）

(イ) 外部からの通報時の処理基準

外部からの情報提供等により、排除対象となる使用である疑いが生じた場合は、市民安全推進課と協議のうえ、必要に応じて警察本部に確認する。

ウ 具体的な排除方法等

(7) 申請（予約）時の警察本部への確認により排除対象となる使用であると判明した場合は、不許可・不承認とする。（申請と同時に許可を与えるものなど、既に許可等を行っているものについては、許可の取り消し等を行う。）

(イ) 許可等の決定後、外部からの情報提供等に基づく警察本部への確認により、又は警察本部からの通報により排除対象となる使用であることが判明した場合は、既にした許可等を取り消すとともに、使用料に係る清算等必要な措置を講じる。

エ 申請窓口における周知等

(7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することになる使用を排除するため、「暴力団の利益となる使用は不許可とする。」「使用許可の決定にあたり、警察と協議する場合がある。」ことを申請窓口等で周知するとともに、このことに承諾を得るために「使用申請書」等の様式を見直すものとする。（必要に応じて「利用規約」「利用の手引き」等の改正を行う。）

※ 前記4「具体的な作業手順」の「(1)関係規程等の整備」を参照

(イ) 暴力団への対応は、個人ではなく組織として対応する必要があることから、施設毎の実情を踏まえた対応マニュアルを策定するとともに、定期的な職員研修を実施するものとする。

(7) (略)

6 警察本部への照会等

(略)

7 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表について

(略)

8 収集した情報の適正な管理

暴力団排除に係る相手方の「氏名」、「読み仮名」、「生年月日」の情報の収集、警察本部に対するこれらの情報の提供は、本市が実施する事務又は事業が暴力団の活動を助長し、又は暴力団を利することにならないよう、本市が必要な措置を講じるためのものであり、それ以外の目的で利用又は提供してはならない。

9 その他

(略)

附 則

この事務処理方針は、広島市暴力団排除条例の施行の日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この事務処理方針は、令和4年4月1日から施行する。

(別添) (略)

指定管理者の業務実施状況の評価について

1 評価の目的

指定管理者の業務が適正・的確に実施されているか、市民サービスの向上が図られているかどうかを検証し、指定管理者に対して必要な指導等を行うとともに、指定管理者の取組意欲を高めることを目的とする。

2 対象施設、実施時期、公表方法

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象として、年度終了後速やかに市が評価を行う。評価結果は、9月議会（常任委員会）に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表する。

3 評価方法等

(1) 指定管理者から提出された業務実施報告書、施設を利用する市民のアンケート調査等に基づき、以下の3項目について優れている順にs～dの評価を行う。

- ① 業務の実施状況（協定書で示された事項が遵守されているかどうか）
- ② 施設の利用状況（利用者数等の実績が市が定めた基準値と比較してどうか）
- ③ 利用者の満足度（指定管理者のサービス内容等に満足している人及び満足していない人の割合がどうか）

なお、利用者数を把握するのが困難な施設、障害者施設のように基準値を設定し利用促進をすることがなじまない施設においては、①及び③の2項目で評価を行う。

(2) これら3項目の評価を踏まえ、全体の評価としてS～Dの5段階評価を行う。

(3) 低評価（評価がC又はD）の施設については、指導等を行い、改善案の提示を求めることにより業務の改善を図る。

<評価項目>

項 目	評価方法
(業務の実施状況)	
(1) 管理業務の実施状況	
ア 市民の平等利用の確保策の実施状況	○、×
イ 事業の実施状況	○、×
ウ 維持管理業務等の実施状況	○、×
(2) 指定管理料等の収支状況	○、×
(3) その他	
ア 利用者ニーズの把握及びそれを踏まえた管理運営の実施状況	○、×
イ 個人情報保護への対応状況	○、×
ウ 情報公開の実施状況	○、×
エ 緊急事態、不法行為等への対応状況	○、×
オ 苦情・要望への対応状況	○、×
カ 配置人員及び職員研修の実施状況等	○、×
キ 自己評価の実施状況	○、×
① 業務の実施状況	s、a、b、c、d
② 施設の利用状況	s、a、b、c、d
③ 利用者の満足度	s、a、b、c、d

各項目ごとに協定書等で示された事項が遵守されている場合を○、されていない場合は×とする

下記の評価基準により評価

<評価基準>

項 目	評価	基 準	点数
①業務の実施状況	s	全ての項目が○の場合	4点
	a	一つの項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	2点
	b	複数の項目で×がついたが、市の指導により、協定書で示された事項が遵守されていると認められる場合	0点
	c	一つの項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲2点
	d	複数の項目で×がつき、市の指導によっても、協定書で示された事項が遵守されている場合に至っていない場合	▲4点
②施設の利用状況	s	利用者数の実績が基準値の100%以上の場合	4点
	a	利用者数の実績が基準値の95%以上100%未満の場合	2点
	b	利用者数の実績が基準値の90%以上95%未満の場合	0点
	c	利用者数の実績が基準値の85%以上90%未満の場合	▲2点
	d	利用者数の実績が基準値の85%未満の場合	▲4点
③利用者の満足度	s	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が8割以上の場合	4点
	a	指定管理者のサービス内容等に対し満足している人の割合が7割以上8割未満の場合	2点
	b	いずれの項目にも該当しない場合	0点
	c	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が3割以上5割未満の場合	▲2点
	d	指定管理者のサービス内容等に対し不満がある人が5割以上の場合	▲4点

※ 基準値とは、市が求める利用者数等の基準を意味する。

<評価>

〔3項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	12点	
A (おおむね良好)	8, 10点	
B (普通)	2, 4, 6点	
C (改善を要する)	▲4, ▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲6点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

〔2項目で評価する場合〕

評 価	合計得点	備 考
S (良好)	8点	
A (おおむね良好)	6点	
B (普通)	2, 4点	
C (改善を要する)	▲2, 0点	指導を行い、改善案の提示を求める。
D (抜本的な改善を要する)	▲4点以下	嚴重注意を行い、抜本的な改善策の提示を求める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(従事者の監督)

第3 乙は、本業務に従事している者に対し、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。

(取得の制限)

第4 乙は、本業務を行うために個人情報を取得するときは、本業務の目的の範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(目的外の利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を本業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、本業務を行うための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(再委託等に当たっての留意事項)

第7 乙は、甲の承諾を得て本業務の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、本協定に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託等に係る連帯責任)

第8 乙は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第9 乙は、再委託等をする場合には、再委託等をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(安全管理措置)

第10 乙は、本業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第11 乙は、本業務の作業場所を甲に報告するものとし、当該作業場所以外で本業務を行ってはならない。

また、甲が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第12 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第13 乙は、本業務を行うために甲から提供を受け、又は自ら取得した個人情報記録された資料等を本協定の期間満了後又は本協定の解除後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、本業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

(事故発生時における報告等)

第15 乙は、本業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態及び本協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがある場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。本協定の期間満了後、又は本協定の解除後においても同様とする。これらの場合において、乙は、甲から立入検査の実施を求められたときは、これに応ずるものとする。

(指定の取消し等)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(損害賠償)

第17 本業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(開示等の求めに応ずる義務)

第18 乙は、その保有する個人情報について、個人情報の本人から開示、訂正又は利用停止を求められた場合は、甲が行う個人情報の取扱いの例により、これに応ずるものとする。

草津公園運動施設利用申込取扱要領

(平成 10 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 9 月 30 日

改正 平成 18 年 3 月 10 日

改正 平成 22 年 3 月 31 日

改正 平成 26 年 7 月 17 日

改正 令和 元年 6 月 14 日

草津公園運動施設の利用申込に関する事務取扱いについては、都市公園法及び広島市公園条例その他関係法令の規定によるほかは、次によるものとする。

(定 義)

1 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運動施設 テニスコート、野球場及び多目的広場をいう。
- (2) 現地受付 草津公園管理事務所へ赴いた利用希望者から、利用申込を受付けることをいう。
- (3) 指定管理者受付 指定管理者事務所へ赴いた利用希望者から、利用申込を受付けることをいう。
- (4) 公的団体 国又は地方公共団体若しくはその外郭団体、社会福祉協議会・町内会・自治会・自主防災会・学区体育団体(協会)・子ども会育成協議会・青少年健全育成連絡協議会・PTA・地域婦人団体・地域青年団体・老人クラブ又はこれに類する団体、各種体育協会及び各種競技連盟をいう。
- (5) 公式大会 公的団体が主催する各種大会(行事を含む。)をいう。
- (6) 地 元 庚午小学校区、草津小学校区に属する町内会等をいう。

(受付方法及び受付開始時期)

2 受付方法及び受付開始時期は、次のとおりとする。

(1) 野球場

(土、日、祝祭日)

ア 受付は、現地受付により、偶数月の第 4 水曜日(該当日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の場合は前日とする。)の午後 2 時とし、抽選により 2 か月後及び 3 か月後の 2 か月分の利用調整を行う。ただし、利用調整後の受付は現地受付及び指定管理者受付とし、電話による受付は行わない。

イ 現地受付の抽選による利用時間は、次の区分の時間帯を 1 区分とし、利用希望者 1 団体につき 1 回 1 区分を限度とする。ただし、現地受付の利用調整において競合しない場合及び指定管理者受付においては、次の区分の時間帯にかかわらず 1 時間単位で受付ける。

- 3 月～ 11 月
- | | | | |
|-----|----|----------|--------|
| (ア) | 午前 | 7 時から午前 | 9 時まで |
| (イ) | 午前 | 9 時から午前 | 11 時まで |
| (ウ) | 午前 | 11 時から午後 | 1 時まで |
| (エ) | 午後 | 1 時から午後 | 3 時まで |
| (オ) | 午後 | 3 時から午後 | 5 時まで |
| (カ) | 午後 | 5 時から午後 | 7 時まで |

- 1 2月～2月 (ア) 午前 8時から午前11時まで
- (イ) 午前11時から午後 1時まで
- (ウ) 午後 1時から午後 3時まで
- (エ) 午後 3時から午後 5時まで

使用期間は1月4日から12月28日まで

ウ 指定管理者受付は、抽選の翌日の午前9時から受付ける。

(平日)

受付は、現地受付及び指定管理者受付により、利用日の2ヶ月前の月の午前9時からとし、1時間単位で受付ける。

(2) テニスコート

ア 受付は、現地受付及び指定管理者受付により2週間前の午前9時からとし、競合した場合は抽選とする。

イ 抽選による利用時間は、次の区分の時間帯を1区分とし、利用希望者1団体につき1回1区分を限度とする。ただし、利用調整において競合しない場合においては、次の区分の時間帯にかかわらず1時間単位で受付ける。

3月～11月 (午前7時から午後7時までの1時間単位)

12月～2月 (午前8時から午後5時までの1時間単位)

使用期間は1月4日から12月28日まで

(3) 多目的広場は自由使用とし、原則利用調整はしない。

(地元優先利用)

3 地元主催の大会と公式大会の利用申込が競合した場合は、地元の大会を優先する。

(公式大会及び地元利用)

4 公的団体が行う公式大会及び地元利用の受付方法及び受付開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 受付は、指定管理者受付により、先着順に受付ける。ただし、3による制度があることを利用希望団体に周知させ、条件付きで受付けることができる。
- (2) 受付開始時期は、2による限定をしない。
- (3) 利用時間は、2(1)イ及び2(2)イの区分による限定をしない。
- (4) 予備日として受付けた日は、条件付きで一般の利用申込を受付けることができる。

付 則

この要領は、平成10年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成17年10月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

付 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 元年 6 月 21 日から施行する。

【減免基準に盛り込まなければならない項目】

減 免 の 対 象	減 免 額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
3 市の主催する行事に参加する者が有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者（以下「原爆障害者等」という。）が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証を提示して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者等の介添者として、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
7 65歳以上の者の介添者として、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者等及びそれ以外の者（65歳以上の者及びその介添者を除く。）が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の額に、原爆障害者等の人数（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額 $\text{減免額} = \text{使用料} \times \left(\frac{\text{原爆障害者等の人数} + \text{その介添者の人数}}{\text{全体の人数}} \right)$ ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、原爆障害者等（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用するとき、減免額が小人料金の額を超える額を下回る場合は、小人料金の額を超える額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者（原爆障害者等及びその介添者を除く。）が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額に、65歳以上の者の人数（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額 $\text{減免額} = (\text{大人料金} - \text{小人料金}) \times \left(\frac{\text{65歳以上の者の人数} + \text{その介添者の人数}}{\text{全体の人数}} \right)$ ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用する

	ときは小人料金の額を超える額
10 原爆障害者等及び65歳以上の者又は原爆障害者等、65歳以上の者及びそれら以外の者が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の額に原爆障害者等の人数（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額に、有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額に65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額を合わせた額 $\text{減免額} = \text{使用料} \times \left(\left(\frac{\text{原爆障害者等の人数} + \text{その介添者の人数}}{\text{全体の人数}} \right) + \left(\frac{\text{大人料金} - \text{小人料金}}{\text{小人料金}} \right) \times \left(\frac{\text{65歳以上の者の人数} + \text{その介添者の人数}}{\text{全体の人数}} \right) \right)$ ※1 円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、原爆障害者等（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）、65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用するとき、減免額が小人料金の額を超える額を下回る場合は、小人料金の額を超える額
11 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。 (1) 広島市が当該行事实施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会名等に特定の商号名又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合	有料公園施設の使用料の半額

別図 1



草津公園施設概要

	数 量	内 容	摘 要
野球場	1面	両翼81m、中堅109m、1,500人収容 ダグアウト、バックネット、スコアボード、 防球ネット、物置ほか	有料施設
テニスコート	1面	砂入り人工芝	
多目的広場	1式		
遊戯広場	1式	砂場、鉄棒、アニマル遊具 複合遊具、スプリング遊具	
公園灯	9基	園内用	
水飲み	1基	擬石	
ベンチ	39基	サークルベンチ含む	
便所	2か所	RC造	
藤棚	1式		
シェルター	3基	パーゴラ、東屋含む	
管理施設	1式	フェンス、手すり、園名柱、制札板、 車止め等	
○管理棟(元売店)	1棟	RC造:二階建	建築面積:47.43㎡
高木	289本	サクラ、クスノキほか	
中低木	839㎡	ヒラドツツジ、アベリアほか	
張芝	10,300㎡	野球場ほか	

草津公園維持管理業務一覧

業務	主な業務内容		回数	備 考
警備業務	(巡回による警備) 公園施設 (樹木を含む。) 監守 火災及び盗難防止 公園利用者への対応 (秩序保持) 駐車場の開錠及び施錠 駐車車両及び通行車両の誘導 危険箇所への立入防止 公園内の巡視 鍵の保管及び引渡し 不法占拠、落書き等の監視		毎 日	1月、2月及び12月 7:30~17:30 3月~11月 6:30~19:30
清掃業務	園路、広場等の清掃及びゴミ回収等		毎 日	
	公園便所の清掃 (2箇所)		週 3 回 以上	
	野球場 外周部	スタンド周り、ベンチ清掃	年 12 回以上	5,000 m ²
		グラウンド周り清掃	年 36 回以上	5,000 m ²
	管理棟 (元売店)	掃き掃除、拭き掃除等	日常 1回/週	47,43 m ²
廃棄物処理業務	固形状一般廃棄物の収集、運搬		週 1 回	
運動施設等の点検	公園内の運動施設等の点検		随 時	

草津公園植物管理業務一覧

1 除草

施 行 場 所	数 量	回 数
平地：手抜き除草	502.3 m ²	年 3 回以上
平地：芝草刈工(小型乗用式)	6,500 m ²	年 7 回以上
平地：機械除草(肩掛式)	7,600 m ²	年 4 回以上

2 樹木剪定

施 行 場 所	数 量	回 数
低木寄植(シャリンハイ)	37 m ²	年 1 回以上
低木寄植(サコシユほか)	48 m ²	年 2 回以上
低木寄植(アベリア、キョウチクトウ)	55 m ²	年 2 回以上
生垣小(ササノカ等)	8m	年 1 回以上
フジ	189 m ²	年 2 回以上

3 その他

区 分	内 容	数 量	回 数
病虫害駆除	病虫害の防除	1 式	随 時
支障木剪定	支障木の剪定、伐採等	1 式	随 時
臨時処置	高木、中低木等の応急処置等	1 式	随 時